

令和5年 5月26日（金）

# み らい 未 来 へ の 扉 とびら



高等特別支援学校 支援部 第161号

今日は、療育手帳のことと県内にある知的障害・発達障害に関する相談、支援機関について紹介させていただきます。

## I 療育手帳

療育手帳は、就労をはじめ様々な福祉サービスを受けやすくするために、知的障害のある方に（神戸市を除く：兵庫県では発達障害のある方にも）発行されています。療育手帳には、次回判定年月が記載されていますが、県や市町村から更新のお知らせは基本的にありません。判定年月が近づきましたら、それぞれ各市町の障害福祉担当窓口の方にご相談の上、更新判定の申し込みをしてください。

3年生の場合、更新判定の場所は、満17歳までは地域のこども家庭センターで、満18歳を過ぎると下の相談所で判定を受ける場合があります。（誕生日が近い場合は、どちらになるかわかりません。お住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。）

○神戸市以外の方

・県立知的障害者更生相談所（最寄り駅：阪急「王子公園」）

神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター

TEL (078) 242-0737



○神戸市の方

・神戸市障害者更生相談所（最寄り駅：「高速神戸」）

神戸市中央区橋通3-4-1 総合福祉センター

TEL (078) 361-2340

（各区の保健福祉部を通して受付）

療育手帳は、知的障害の方のための手帳ですが、法律で定められた制度ではなく、都道府県独自の発行であるために名称も等級も様々です。

また、知的障害を伴わない発達障害の方については、兵庫県（神戸市を除く）では療育手帳が発行されていますが、他の自治体では、「精神障害者保健福祉手帳」の対象となる場合がほとんどのようにです。いずれにしても、現在は発達障害に特化した手帳は発行されていません。自治体によって制度や対応が異なりますので、転出等の際にはご注意ください。

## 2 学校以外の相談・支援機関など

### <知的障害・発達障害に関する相談・支援機関>

各市町の役所・役場の「障害福祉課」が窓口になっている形が多いです。

支援機関・支援センターは各市町によって異なりますが、多くの場合、知的障害・発達障害に限定しない幅広い相談・支援事業の一環として、活動が行われています。

### <発達障害専門の相談・支援機関>

ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」があります。クローバーは現在県内に6カ所（高砂、芦屋、加西、豊岡、宝塚、上郡）設置されています。HP（ホームページ）があります。相談は、まず市町発達障害相談窓口を経て、クローバーへ依頼することになります。

神戸市では、神戸市発達障害者支援センターを中心に相談を行っています。18歳までの思春期を対象とした思春期発達相談室「あっとらんど」があり、本人・保護者ともに相談できます。

発達障害専門ではありますが、生活の様子を見て、診断名の有無は問わず相談できます。

